

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【財政局税務部税制課】	2 6 8 3
◇ 告 示	
○ 平成 2 6 年度地籍調査事業計画の一部変更【建設局用地部用地管理課】	2 6 8 4
○ 指定障害福祉サービス及び指定計画相談支援の事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	2 6 8 5
○ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児入所施設の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	2 6 8 7
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	2 6 8 9
○ 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民部区政課】	2 6 9 1
○ 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民部区政課】	2 6 9 2
○ 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民部区政課】	2 6 9 3
○ 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民部区政課】	2 6 9 4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境保全課】	2 6 9 5
○ 道路の区域変更（2 件）【建設局総務部管理課】	2 6 9 9
◇ 上下水道局	
○ 物品供給契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局水道部浄水課】	2 7 0 1

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第40号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年北九州市条例第32号）付則第1条第7号に掲げる規定の施行期日は、平成26年8月1日とする

。

北九州市告示第366号

福岡県において、平成26年度地籍調査事業計画の一部が変更されたので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 変更後の平成26年度地籍調査事業計画が公示された年月日

平成26年7月29日

- 2 調査を行う者の名称

北九州市

- 3 平成26年度地籍調査事業計画の変更

調査地域		
旧	若松区	老松一丁目・二丁目、波打町、大井戸町・桜町・中川町・西園町・栄盛川町・深町一丁目の各一部
	小倉南区	沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼本町一丁目・三丁目・沼緑町二丁目・三丁目・沼南町一丁目・二丁目・沼新町一丁目・大字沼・葛原東二丁目の各一部
新	若松区	老松一丁目、波打町、老松二丁目・大井戸町・桜町・西園町・栄盛川町・深町一丁目の各一部
	小倉南区	沼緑町一丁目、沼本町一丁目・三丁目・四丁目・沼緑町二丁目・三丁目・五丁目・沼南町一丁目・二丁目・沼新町一丁目・大字沼・葛原東二丁目の各一部

- 4 調査期間

平成26年4月28日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第 367 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項及び第 51 条の 25 第 4 項の規定による指定障害福祉サービス及び指定計画相談支援の事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号及び第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 7 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションほほえみ・もじ 北九州市門司区片上町 2 番 19 号	有限会社ほほえみ 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目 2 番 41 号 代表取締役 貞包健一	身体障害者、障害児	4017600539

(2) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所（空床型））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ショートステイ菜の花 北九州市八幡東区中尾二丁目 1 番 1 号	社会福祉法人せいうん会 北九州市八幡西区楠北三丁目 5 番 15 号 理事長 永野香代子	身体障害者	4016600340

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援 B 型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
合同会社すずらんジョブセンター	合同会社すずらんジョブセンター 北九州市若松区用勺町 1	身体障害者、知的障害者、	4016500359

	番 3 1 号	精神障害者	
--	---------	-------	--

(4) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
東部あゆみ相談支援事業所 北九州市門司区大字畑 1 9 8 1 番地	社会福祉法人北九州あゆみの会 北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号 理事長 藤本新二	特定無し	4037600048

2 事業廃止年月日

平成 2 6 年 6 月 3 0 日

北九州市告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児入所施設を指定したので、法第51条第1号及び児童福祉法第24条の18第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
J O B ' S ラボ 2 北九州市小倉北区 昭和町13番13 号東武住販小倉ビ ル4階	一般社団法人九州障害者 福祉サービス協会 北九州市門司区長谷一丁 目14番32号 代表理事 大中末子	身体障害 者（肢体 不自由、 聴覚・言 語、内部 障害）、 知的障害 者、精神 障害者	4017801046

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
障害者就労施設フ ィールド 北九州市小倉南区 長尾六丁目7番5 号	合同会社フィールド 北九州市小倉南区長尾六 丁目7番5号 代表社員 中村純子	身体障害 者（肢体 不自由、 聴覚・言 語、内部 障害）、 知的障害 者、精神	4017701212

		障害者、 難病等対 象者	
--	--	--------------------	--

(3) 指定障害児入所施設（医療型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
社会福祉法人杏和 会 やまびこ学園 北九州市小倉南区 大字木下608番 地	社会福祉法人杏和会 北九州市小倉南区大字木 下608番地 理事長 長森 健	重症心身 障害児	4057703243

2 指定年月日

平成26年7月1日

北九州市告示第369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
顔晴れ 北九州市小倉北区 宇佐町一丁目12 番18号	特定非営利活動法人HM 自立支援協会 北九州市小倉北区宇佐町 一丁目12番18号 理事長 福田和美	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4017800931

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
顔晴れ 北九州市小倉北区 宇佐町一丁目12 番18号	特定非営利活動法人HM 自立支援協会 北九州市小倉北区宇佐町 一丁目12番18号 理事長 福田和美	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4017800931

(3) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
フレグランシー1 号館 北九州市小倉北区 白銀二丁目10番	特定非営利活動法人HM 自立支援協会 北九州市小倉北区宇佐町 一丁目12番18号	身体障害者、知的障害者、精神障害	4027800061

2号	理事長 福田和美	者	
----	----------	---	--

2 事業廃止年月日

平成26年7月10日

北九州市告示第370号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成26年3月12日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市門司区新門司北三丁目1の1の地先の公有水面埋立地	24,607.03

北九州市告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成26年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を門司区新門司北三丁目に編入する。

新たに生じた土地
北九州市門司区新門司北三丁目1の1の地先の公有水面埋立地24,607.03平方メートル

北九州市告示第372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成26年6月18日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年7月31日

北九州市長 北橋健治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市門司区田野浦海岸12の地先の公有水面埋立地	794.63

北九州市告示第 3 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成 2 6 年 7 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を門司区田野浦海岸に編入する。

新たに生じた土地
北九州市門司区田野浦海岸 1 2 の地先の公有水面埋立地 7 9 4 . 6 3 平方メートル

北九州市告示第 374 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 26 年 7 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区域石 1 番 1 号

三菱化学株式会社黒崎事業所 執行役員事業所長 小林 英信

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区域石 1 番 1 号

三菱化学株式会社黒崎事業所

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	37号イ
名称	水洗抽出塔（D-151）
能力	製品 480m ³ /日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

名称	水洗抽出塔（D-151）
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	平成 26 年 10 月 1 日
工事完成予定年月日	平成 26 年 11 月 1 日
使用開始予定年月日	平成 26 年 11 月 1 日

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの量及び汚染状態

名称	水洗抽出塔（D-151）
----	--------------

汚水の量 (m ³ /日)	通常 30 最大 37
水素イオン濃度	6～8
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 1,300 最大 1,620
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 5
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 30
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 1 最大 1

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理の方法

処理施設の名称	排水処理設備ASA2
能力	14,000m ³ /日
処理の方式	凝集沈殿法+活性汚泥法+凝集沈殿法

イ 使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

	設置前	設置後
汚水量 (m ³ /日)	通常 10,933 最大 12,512	通常 同左 最大 同左
水素イオン濃度	6～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 159.0 最大 230	通常 同左 最大 同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 65.1 最大 86	通常 同左 最大 同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 4	通常 同左 最大 同左
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 9	通常 同左 最大 同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 127.9 最大 254	通常 同左 最大 同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 9.0	通常 同左

	最大	38	最大	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常	1	通常	同左
	最大	6	最大	同左

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 水質

	設置前		設置後	
排水水の量 (m ³ /日)	通常	86, 478	通常	同左
	最大	110, 203	最大	同左
水素イオン濃度	5～9		同左	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常	35.1	通常	同左
	最大	45	最大	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常	30	通常	同左
	最大	40	最大	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常	—	通常	同左
	最大	1	最大	同左
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常	—	通常	同左
	最大	1	最大	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常	59	通常	同左
	最大	120	最大	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常	1.9	通常	同左
	最大	7.2	最大	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常	6	通常	同左
	最大	6.7	最大	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年7月31日から平成26年8月20日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成26年8月20日までに上記縦覧場所に到着するように提出す

ること。

北九州市告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
713	沖台1号線	前	北九州市戸畑区沖台二丁目204番地先から 北九州市戸畑区沖台二丁目215番地先まで	11.0	169.0
		後	北九州市戸畑区沖台二丁目204番地先から 北九州市戸畑区沖台二丁目番215番まで	15.0	169.0

北九州市告示第 376 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 26 年 7 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
509	城内木町 1 号線	前	北九州市小倉北区大手町 1 番 13 地先から 北九州市小倉北区大手町 1 番 2 地先まで	21.8	237.3
		後	北九州市小倉北区大手町 1 番 1 地先から 北九州市小倉北区大手町 1 番 3 地先まで	28.9 ～ 36.0	

北九州市上下水道局公告第108号

一般競争入札により物品供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月31日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

水道用ポリ塩化アルミニウム 217万2,000キログラム

(2) 購入物品の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所 北九州市上下水道局井手浦浄水場ほか（詳細は、仕様書による。）

(5) 入札方法

ア 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市上下水道局から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年8月13日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 日時 公告の日から平成26年8月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成26年8月13日午後4時までに競争参加の申請書を北九州市上下水道局水道部浄水課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、必着のこと。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成26年9月2日（火）午前11時

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札。

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第3項第8号の規定により随意契約に移行する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155